

公共工事設計労務単価について考える

〔前編〕 専門工事業者の声

立命館大学 客員教授
民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款委員会 委員長 古阪 秀三

① はじめに

公共工事設計労務単価がここ数年上がり続けているにもかかわらず、実質的に技能労働者に必ずしも妥当な額が配分されているわけではないとの話をよく聞く。そのことで思い出されるのは、設計労務単価が上がり始めた頃、時の国土交通大臣に大臣室でこんな話をしたことである。

「本四架橋（本州四国連絡橋）が造られてかなりの年数が経ちます¹。いずれ橋の構造部分はメンテナンスが必要になる。その時に、高所作業ができるとび工は日本には存在せず、海外から応援を呼ばなくてはならないかもしれない。そうならないように、せっかく上がり始めた設計労務単価は、賃金として技能労働者の手元に渡り、今の低所得から抜け出せるようにしてほしい」

このことが功を奏したわけでは必ずしもないが、設計労務単価は現在も上がり続けている（図1参照）。そして、技能労働者の賃金もわずかずつではあるが上昇しつつある。しかし、この上昇には企業規模、専門工事の種類、地域などによって様々な違いがある。

今回、著者に与えられた「建築コストをめぐる話題」では、2回シリーズで「公共工事設計労務単価について考える」と題して、前編では、公共工事設計労務単価の仕組みの概説と専門工事業者の人たちの生の声を紹介したい。次号の後編で

は、民間工事を含む建築工事における設計労務単価の利害得失、活用の可能性と現実性について、発注者、元請企業、専門工事業者の人たちの声とともに紹介したい。

② 公共工事設計労務単価とは

「公共工事設計労務単価（以下、「設計労務単価」）」とは、農林水産省及び国土交通省の公共工事の発注の際に工事費の積算に用いる単価であり、この設定のために、毎年10月に公共工事に従事する労働者の賃金を都道府県別及び職種別に調査し、その結果に基づいて単価設定をしている。この調査を「公共事業労務費調査（以下、「本調査」）」という。ただし、文献4によれば、設計労務単価は下請け契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払賃金を拘束するものではないこと、また、事業主が負担すべき必要経費（法定福利費、安全管理費等）は含まれていない。

本調査は次の手順で実施される。①本調査連絡協議会事務局（国土交通省）から各地・地方連絡協議会事務局並びに建設業者団体の長あてに本調査の実施の連絡・指示、②各地・地方連絡協議会事務局から各構成機関並びに建設業者団体の長から各地会員への実施の周知、③各発注機関から元請企業に調査協力依頼及び説明会出席案内、④元請企業は9月、10月に調査対象工事に参加している下請企業（二次以下の下請企業、一人親方を含む）に対し、調査の協力依頼及び労務費調査説明会への参加依頼、⑤現況調査実施（調査対象企業

1 本州四国連絡橋：
神戸・鳴門コース（明石海峡大橋：全線開通1998年）
兄島・坂出ルート（瀬戸大橋：全線開通1988年）
尾道・今治ルート（瀬戸内しまなみ海道：全線開通1999年）

から後日提出される記入内容が、現場の状況を的確に反映しているかの確認のため、調査対象工事を発注した各地方連絡協議会の構成機関（国、都道府県及び政令市等）が会場調査実施前に工事現場の現況調査、⑥調査対象になった元請企業及び下請企業は労務費調査説明会に必ず出席、⑦調査表に記入、⑧会場調査（一次調査）、調査票提出、内容確認、⑨会場調査後の問い合わせ、事後訪問調査の可能性あり。⑩以後は、調査機関の方で集計。

その結果である平成31年度の設計労務単価を含め、平成9年からの設計労務単価の全国全職種加重平均の推移を図1に示す。端的に言えば、平成9年から平成24年まで下降を続けた単価は、それ以降平成31年まで上昇を続け、その間で48%上昇している。

③ 賃金構造基本統計調査による労働賃金の推移

「賃金構造基本統計調査」は厚生労働省が行う。この調査は、文献2によれば、統計法に基づく基幹統計で、「賃金構造基本統計」の作成を目的とする統計調査であり、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用

形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするものである。調査地域は日本全国、調査対象産業は日本標準産業分類に基づく16大産業であり、建設業を含む。調査対象事業所は5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る）及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所を対象とし、都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所を客体としている。抽出方法、調査事項等も文献2に詳しい。

さて、その調査による労働者（年間賃金総支給額の建設業男性生産労働者）の賃金を、1999（平成11）年から2018（平成30）年の推移で図2に示す。端的に言えば、1999（平成11）年から2012（平成24）年まで下降を続けた賃金はそれ以降2018（平成30）年までほぼ上昇を続けてはいるが、その間での上昇は18%程度である。

④ 公共工事設計労務単価と賃金構造基本統計調査による労働賃金の推移の比較

前2章で見た二つの調査結果には、興味深い違いがある。そのいくつかを上げると以下のとおりである。①設計労務単価は各年度の公共工事の発

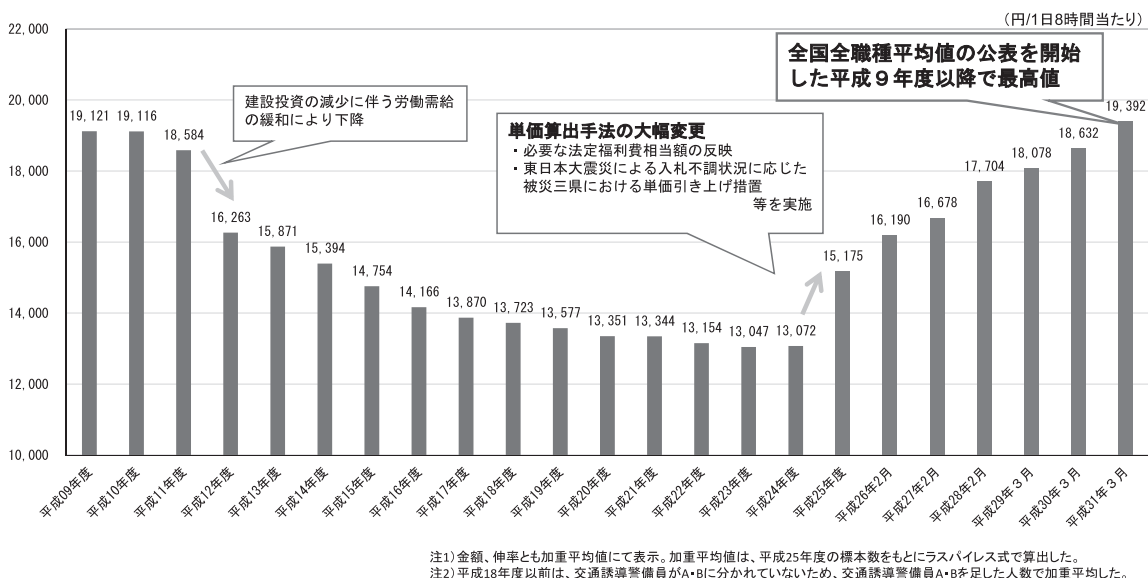


図1 公共工事設計労務単価 全国全職種加重平均値の推移 (出典：国土交通省資料)

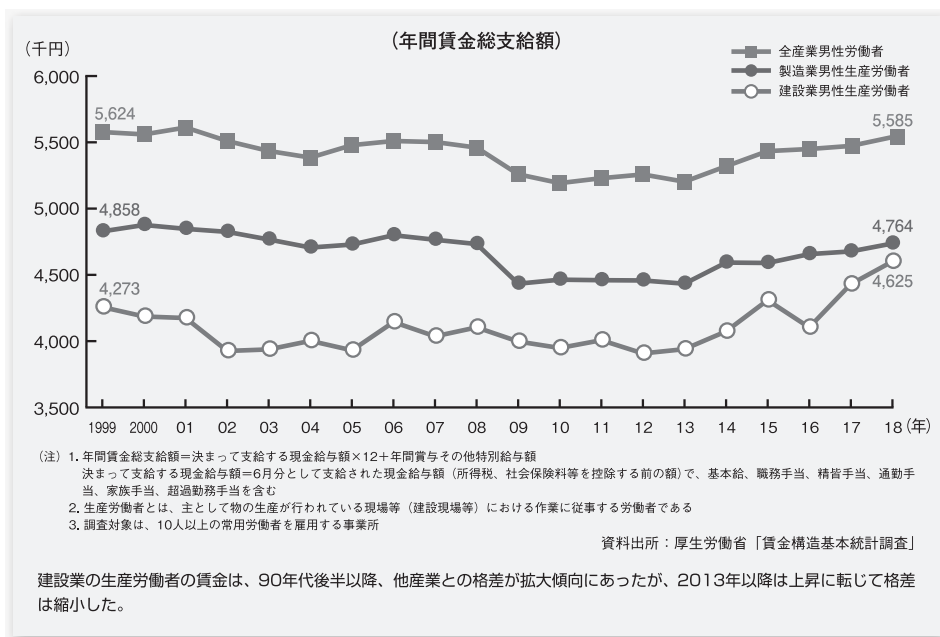


図2 賃金構造基本統計調査・年間賃金支給額(出典：(一社)日本建設業連合会『2019建設業ハンドブック』)

注の際の積算に用いるのに対して、労働賃金は労働者が支給された結果の額が示されていること。ただし、両者の調査の内容には相当程度の違いがあること。②いずれの図でも最低値は2012年であり、その後上昇を続けているが、その伸び率には大きな差があること。③建設業に特徴的な請負を前提とした契約、重層下請構造、法制度上の元請／元方責任のあり方などの影響とそれらへの配慮などである。

これらの違いに関する内容は、次号(後編)にて論じたい。

⑤ 「公共工事設計労務単価」に関する専門工事業者の声

以下に紹介する「専門工事業者の声」は大阪府建団連傘下の諸団体・会員企業を対象にしたアンケート調査結果である。生の声として読んでいただきたい。

① 「公共工事設計労務単価」の調査への意見

【躯体系】

◆定期的に調査表が送付されるが、記載項が旧態

依然とした仕分けで現状の工種単価構成とはそぐわないので、適当な単価を記入して返送している。

- ◆形式的な労務費調査を廃止し、直接工事現場に調査員が出向くべきではないか。
- ◆ここ数年は適正に反映していると思うが、施工場所等により「設計労務単価」と地元業者からの見積り単価の差が大きいと感じることも多い。
- ◆民間工事における現場での「設計労務単価」と「労務単価」があまりにもかけ離れている。
- ◆「設計労務単価」の調査では、本来の目的に反して、調査を受ける(調査ありき)ための資料が作成されていると考える。そのため、調査を受ける側からすれば、労務単価の改善、賃金の引上げに対する期待が薄いと感じる。
- ◆調査は各施工現場の調査会場で行われるが、日程も場所も多岐にわたり、手間と費用がかかる。
- ◆調査は全国的な動向が分かり、参考になるが、実際の契約では元請毎に差を感じる。
- ◆偶然であろうが、毎年どれかの公共工事で調査対象に当たるが、毎年対象は外してもらいたい。
- ◆適正な実勢単価を国が把握するために、手間は

かかるが協力しなければならないと考えている。

- ◆調査は必要であるが、調査方法、内容については改善の余地がある。
- ◆建設業は人で支えられている産業で、適正な賃金を支払うために設計労務単価や調査は重要なことであり、また少子化の中での担い手確保を進める上でも入職者にとって選択の目安になる。

【左官系】

- ◆大手GCの単価は5年程度前と比較して25%の単価上昇があるが、中小GCは10～20%程度の上昇である。特に、現場所長と値合（ネゴ）すると、「法定福利費込み」となることが多い。
- ◆「設計労務単価」は現実とかけ離れており、調査報告企業が希望価格を提出しているかのようである。左官人口はピーク時（1975年）の1/10の約3万人で、60%以上が50歳以上であることも、かけ離れている原因の一つかもしれない。
- ◆「設計労務単価」はあくまでも参考資料である。また左官業者の力のなさでもある。一方で民間工事が多い建築では適用されないため関心が薄い。

【塗装系】

- ◆公共工事をしている最中の調査のため書類作成が大変である。できれば、調査をなくすか、もっと簡便な調査方法にしてもらいたい。
- ◆調査の結果として、平成25年以降は労務単価が引き上げられていることは望ましい結果である。

【金属・金物系】

- ◆請負で仕事をしているので、あまり関心がない。

【その他】

- ◆現状の労務単価の調査よりも、今後の工事発注状況や労務事情を考慮した価格調査が必要である。
- ◆設計労務単価は上昇しているが、実質賃金の伸びとは合致していない。

- ◆公共事業の工事単価等を設定する上で労務費調査は必要不可欠であることは分かるが、調査対象企業への負担（内容の複雑さ、記入手間、調査会場への出席等）が大きいのではないか。

②「公共工事設計労務単価」の伸びに対して、実際の現場技能労働者の実質賃金にどの程度反映しているか。また、そう考える根拠は何か

【躯体系】

- ◆ゼネコン（特に中堅以下のゼネコン）の発注単価の考え方は、あくまで自社基準単価で、公共工事設計労務単価とは元々遠く離れた金額であり、その単価の改定も、業者側がお願いを続けて2年か3年に一度、数%単価が上がる程度なので、実質賃金にはほぼ反映しないし、できない。数年前から実施されている法定福利費も、未だに要望すれども回答は「現在の単価にしかるべき法定福利費は以前から含んでいるので、特に法定福利費を別途に計上する必要はない。」との程度の考え方のゼネコンが大半である。
- ◆元請からの支払い単価が低いので反映されていない。公共工事における最低保証単価の記載が必要ではないか。
- ◆各社とも実質賃金を把握しているので適正に反映できているのではないか。ただ、「設計労務単価」が決定する頃に情勢が変化していることもあり、その時の適正単価かどうかは判断が難しい。
- ◆設計労務単価と労働者の実質賃金の差が大きく、ほとんど反映されていない。
- ◆「コンクリートから人へ」と言われた頃から比べれば、協力会社にも満足とまではいかないまでも、商売が成立する範囲までは戻っている。
- ◆設計労務単価の伸びによる労働者の実質賃金への影響はない。職場環境の改善や情報インフラ等のシステム・電子化に伴い、生産側の負担は減少傾向だが、その分の業務（事務処理等）負

担が増えている。そこに経費・人件費等を投入することで本来の目的が果たされているのか、また、そのために労働者（技能者）に還元すべき対価が消費されてしまっているのではないか、疑問が残る。

- ◆ 計算方法が分からないので、提出した資料のどの部分が最終的に反映されているのかが分からない。二次、三次の下請など小企業もサンプリングされると全体が低賃金で薄まってしまわないか。
- ◆ 前年比からのベースアップを考えると、同等に反映されている。根拠としては、昨年、一昨年と、支払っている金額が上がっていること。
- ◆ 調査は毎年されているが、単価の上昇は後追いであり、実際の労務単価に反映されるのが遅すぎる。その根拠は、地方公共団体の小規模案件は入札参加者がいない、入札辞退等が多発し、工事が進まない。そして、大手GCの下請に反映されるのは相当程度遅れてからである。その結果、若年層のみならず作業員全体の就職・継続がままならず士気が下がり、絶対数が不足がちである。
- ◆ トンネル工事では特殊工を直接雇用、設計労務単価を実質賃金に反映させている。下請を多数使う明かり工事では50%程度は反映している。実態としては、発注者は下請企業の経費を現場管理費で計上しているが、重層下請負を常態とする工種では層を重ねる度に労務費が安くなる傾向がある。工種別に重層下請の調査をして、経費の増額をするなどの措置が必要である。
- ◆ 現状の設計労務単価と比較して民間工事の労務単価が、受注条件にもよるが、下がっている傾向がある。このような背景の下、設計労務単価として労働者本人が全職種平均18,632円（前年単価）支給され、その労働者が年間少なくとも280日就労しているとすれば年間所得は相当なものになる。型枠大工を例にとれば、大阪平均で23,500円前後とすれば、年間所得は650万円前後になるが、現実にはこれ以上の所得がある

者は少数である。仮に相当数の型枠大工が650万円以上の所得があれば、現在の有効求人倍率11倍以上になることはないと思われる。現状の設計労務単価が正当に普及していない証左である。設計労務単価の調査は、実際に働いている労働者の個別ヒアリング等を行政が行って、正確な労務単価を把握してもらいたい。また、働き方改革によって、年間240日の就労日数に制限され、今回の全国平均の設計労務単価19,392円を手にとることができたとしても、 $19,392 \times 240 \div 465$ 万円となり、政府（日建連）目標額を下回り、問題の本質は更に深刻化する。新規の入職者が更に減少することは言うまでもない。

- ◆ 現在は、労働者不足のため、実質賃金が少しずつ上昇している。その意味では、需要と供給のバランス機能が稼働していると言える。
- ◆ 設計労務単価は事実上、技能労働者の賃金には反映されていない。その理由は、本来であれば設計労務単価の上昇により、工事価格も変動するはずであるが、ダンピングや低入札などを含め予定価格以下でないことと受注できないことが常であり、また年間を通じて安定した工事量が確保できないことが原因で工事価格上昇に繋がっていないため。ゼネコンには、民間工事に設計労務単価云々は無関係との考えがあるのではないか。

【左官系】

- ◆ 平成24年度から急激に上昇しているのをグラフで初めて確認した。また、そのことが各ゼネコンの利益が増えている根拠の一つだとも理解した。自社の社員（左官職人）はここ数年で大きく年収をアップするとともに、法定福利費を含めた取下げ常備単価も27,342円以上になっている。
- ◆ 賃金は少々上がっているが、設計労務単価のようには上昇しない。ゼネコンは設計労務単価に近いような支払いをする予算は計上していない。

【塗装系】

- ◆ゼネコンが利益を取りすぎている。その決算と職員、社員の給料を見れば分かる。
- ◆現場労働者の実質賃金は、設計労務単価の90%は反映されている。その根拠は、実際にその金額を支払っているから。

【金属・金物系】

- ◆地域によって仕事量が違うので格差はあるが、実質賃金は上がっている。一般に、民間の仕事がほとんどなので、過去の単価を参考にしている。

【その他】

- ◆設計労務単価は上昇しているが、実質賃金の伸びとは合致していない。
- ◆実質賃金も設計労務単価に合わせて伸びているが80%程度ではないか。根拠としては、周りからの何気ない聞き取りや世間話からの推測。

③「公共工事設計労務単価」のほかに、「建設物価」等現場技能労働者の賃金の変化を把握する情報をどのような手段で入手しているか

【躯体系】

- ◆仲間内でのゼネコン発注単価と下請及び自社職人への支払い評価の情報交換。これが一番現実的。
- ◆建設新聞など。
- ◆主に「積算ソフト」にて確認。それ以外では「建設物価」、インターネット等で情報把握。
- ◆同業他社との意見交換。
- ◆同業他社、他ゼネコンの下請など。
- ◆ネット社会であり、各種情報、データがあり、また、各団体から情報が提供される。
- ◆公開の「公共工事労務単価表」による。
- ◆各関連業者のリサーチやウェブサイト等で調査。
- ◆同業他社との意見交換（関西、全国）。
- ◆物価版以外では積算ソフト等のアップデートによる情報収集。
- ◆同業他社管理担当者。専門工事業者との意見交

換、また、見積書等により把握。

- ◆全国の同業団体各支部からの単価、労務賃金調査で把握。しかし、一次下請からのみで、正確性には疑問有。
- ◆自社の協力会社。広告による募集案内等を注視。
- ◆業界団体の会合など。

【左官系】

- ◆組合からの情報。特に理事会での情報提供。
- ◆建設関係新聞、組合の機関紙。

【塗装系】

- ◆インターネット上の情報。
- ◆職人を募集している会社の賃金。
- ◆インターネットにより国土交通省の公共工事設計労務単価の情報を把握。

【金属・金物系】

- ◆同業他社。

【その他】

- ◆求人広告、求人サイトでの募集価格。
- ◆「公共工事設計労務単価」や「建設物価」以外では賃金変化を把握していない。

④「公共工事設計労務単価」の調査方法を改善するとすれば、どのような考えがあるか

【躯体系】

- ◆建築労務関係工事では各大手ゼネコンが協力業者への発注時に渡す工事明細書がある（各社とも類似）。この発注明細書の形式・内容に従って単価調査をすれば、実質的労務単価を記入することが可能。結果として実情に近い単価が読み取れる。
- ◆直接現場で働く者に聞く。
- ◆「労務費調査」とともに、実際に積算に携わる者や施工現場の担当者から情報収集を行い、調査単価と実際の積算単価に差がないかを確認する。
- ◆社会保険加入問題の経緯が参考になるのはいか。社会保険加入が問題になったとき、親方は会社負担と個人負担の両方を要望すべきで

あった。しかし、実際には会社負担分だけを要請することだけに終わった。その結果、現在は、親方が会社、個人両方の負担をしている。その負担関係等を明らかにするような調査方法があればよい。

- ◆二次、三次、四次等の下請業者の単価、経費等を調査、内訳を分析対象とすべきである。
- ◆調査対象事業者が最寄りの調査会場で実施できるようにしてもらいたい。
- ◆調査方法で改善すべきは、アンケートに答える側にある。また、元請の業種別発注金額をアンケートで回答してもらうなど。
- ◆末端で作業を行う小規模な会社に、実際に支払われた額（受け取ったか）の実情を調査すべき。
- ◆自社の協力業者となる二次、三次業者になると、書類の不備もあり、指導も含め準備に時間がかかる。また、月末締め業者などは調査日が11月初旬になると時間に余裕がないので、調査日を11月15日以降に設定してほしい。
- ◆以下の内容が設計労務単価の調査に抜けていないか。

①個人に掛ける教育費、工具、修理代等、②実物給与の内容に漏れはないか、③出張等の交通費、手当、④臨時給与の算定、法定福利費（個人）に源泉？

- ◆調査期間が1ヵ月と短いため、また、対象となる工事も少なくサンプルとしてどうか。年間の就労日数や年収の把握も必要ではないか。

【左官系】

- ◆調査される側の規模・認識力・力量等が大切なので、業界団体の理事・役員に限定してはどうか。

【塗装系】

- ◆事務負担、給与証明書の正本、別途書類作成等負担が大きい。職人募集をしている賃金がリアルタイムであり、その市場を把握することが有効ではないか。
- ◆どのような調査がされているか分からない。
- ◆労務調査は一次、二次下請の調査になっているので、低い労務単価が反映されているのではな

いか。調査対象をゼネコンだけにしてはどうか。

【金属・金物系】

- ◆熟練者も新人も同じ単価で人工計算するので技術の差の反映がないが、この点の改善は必要ではないか。

【その他】

- ◆単価の後追いでなく、先読みをする必要がある。
- ◆調査のために説明会や実際の調査に調査対象事業者を来させるのではなく、調査員が各事業場を訪問し、必要書類を閲覧して単価調査を行うこと。

⑤その他、自由意見

【躯体系】

- ◆今のままでは入職する日本の若者はいなくなる。
- ◆建設キャリアアップシステムへの反映は時間をかけて慎重に行う方がよいのではないか。
- ◆いくら大手5社が言ったところで、中小ゼネコンは設計労務単価のことについて否定的である。結局、仕事の取合いになれば、元請、下請ともにダンピングする。以前は、元請の技術者が技能工に対して賃金をうらやましがった。いつか事情が変わってしまった。これでは若者が建設業の世界に入ってくるはずがない。
- ◆建設業の重層下請体系の中で、大手ゼネコンの利益が過大となっている。
- ◆官庁が調査する以上、その単価を守らせるべく指導を徹底すべきである。
- ◆6月頃に行われた近畿地方整備局との意見交換の場では、有給5日付与の実績について、今までの労務費調査では把握できておらず、今回の調査でするとのことだった。しかし、調査票には過去1年間の有給取得日数の記入欄が増えただけで、金額の記入欄はなく、実際のヒアリングでも有給休暇を付与しているかどうかの確認はあったが、金銭面には触れられてなかった。

有給の単価は労務単価に含むのか、経費になるのか、早急に有給5日に関する調査を行い、回答を出してほしい。

- ◆ゼネコンは公共工事の予算100%で受注していない(90%程度)。ゼネコンは事業主の1人の雇用に必要な経費を理解しない。

【左官系】

- ◆完全週休2日制を実施した場合、年間の作業日数が230日～240日になる。ゼネコンが専門工事業者に支払う常用単価は現在、23,000～25,000円であるが、週休2日制になった場合、常用単価を28,000～30,000円にアップしてもらいたい。
- ◆技能労働者の待遇改善が最重要ポイント(100日以上の日と年収500万円以上)。しかし、現状では社員10人未満の専門工事業者が80%以上と推定される。賃金よりも、働き方改革、とりわけ、休日関連の福利厚生が最大の入職者増加の要件。将来を見据える意味で、年収ベースで「公共工事設計労務単価」を明示していき、専門工事業者の企業統合を進めていく勇気が必要。
- ◆本当に職人(技能者)の価値を上げる必要がある。このままでは建設業自体が不安。

【塗装系】

- ◆交通誘導員A・Bの他に、高速道路規制時、一般道の規制時の交通誘導員の単価を設定してほしい(高速規制時は労務単価の2倍強の金額を支払っている)。

【金属・金物系】

- ◆建築工事にも労務系と請負系のものがあり、労務系中心の考えで進んでいる。請負の場合、製品代、施工費もすべて含んでいるので、労務費は低くならざるを得ない。

6 まとめにかえて

今回は、「公共工事設計労務単価について考える」の前編として、公共工事設計労務単価の仕組

みの概説と専門工事業者の人たちの生の声を紹介した。その結果、設計労務単価は望ましい形で上昇しているが、その実際の労務費は必ずしも着実にいきわたってはいない。では、なぜそれでも設計労務単価が上がり続けているのか。また、事業主が負担すべき必要経費(法定福利費、安全管理費等)は設計労務単価に含まれていないにもかかわらず、元請から一次下請へ、更に一次下請から二次下請へ……といった流れの中での授受は必ずしも明確になっていない。これでは、働き改革の最優先事項の一つとなっている週休2日制度に関しても、非正規雇用対策、適切な労務費の支給等なくして実現はできないことが予想される。ましてや、建築工事で圧倒的に多い民間工事において、現在何が行われ、何が可能なのであろうか。

次号の後編では、民間工事を含む建築工事における設計労務単価の利害得失、活用の可能性と現実性について、発注者、元請企業、専門工事企業の方々の声とともに紹介したい。

謝辞：この拙稿は、多くの方へのヒアリング、議論によって作られている。とりわけ、大阪府建団連の会員の皆様のアンケートへのご協力の賜物である。記して感謝の意としたい。

注：拙稿には和暦と西暦が混じっている。それぞれの参考文献の記述を尊重したことによる。

(参考文献)

- 1) <https://www.mlit.go.jp/common/001274167.pdf#search=> 新労務単価は公表以降最高に！
- 2) https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou_b.html#01賃金構造基本統計調査
- 3) 『2019建設業ハンドブック』(一社)日本建設業連合会、p.19、2019.9
- 4) 岩松準「公共事業労務費調査とそれに至る経緯、建築コスト遊学21」『建築コスト研究』No.83、2013.10
- 5) 「公共事業労務費調査の手引き」公共事業労務費調査連絡協議会、令和元年10月
- 6) 国土交通省「公共事業労務費調査(令和元年10月調査)の実施について」建設業団体の長あて資料
- 7) 森戸義貴・北浦年一対談「技能労働者を育て、活かし、評価する強固な建設産業を築いていくために」『建設新聞』2019.7.29